

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)について

(令和4年2月24日更新)

今回の支援給付金は、新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、すでに支給が進んでいる子育て世帯への臨時特別給付金を受け取れない方に対し実施するものです。

本給付金の支給にあたっては申請が必要となります

【給付額】

児童1人あたり10万円

※元養育者から既に給付金の一部を受け取っていたり、児童のために消費されている場合はその額を差し引いた額を給付します。

【支給対象者】

中学生以下:令和3年8月31日以降に離婚等によって、現在児童を養育しているものの、給付金を受け取っていない方。

高校生等:令和3年9月30日以降に離婚等によって、現在児童を養育しているものの、給付金を受け取っていない方。

【申請期間】

令和4年2月21日(月)～令和4年4月15日(金)

申請等詳細については、下記のご案内をご覧ください。

[令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金\(支援給付金\)のご案内](#)

【お問い合わせ先】

神戸町役場 子ども家庭課

電話:0584-27-0176